

第四章 日清 日露戦争と地方政情

第一節 日清戦争の協力組織

一八九 日清戦争下の橘樹郡の動向(一—三)

(一)

〔(朱書)〕朝鮮事件ニ付義勇兵ヲ組織スルコト

義勇兵募集委員ハ一郡ニ付廿名以下ヲ置クコト

募集ノ義勇兵ハ委員ヨリ藤沢丸山神奈川県青年会事務所ニ通知

スルコト

義勇兵費ニ充ツル為メ有志者ノ義捐金ヲ募集スルコト

但シ義勇兵募集委員ニ委托スルコト

募集ノ期限ハ本月二十日限リトス

上京委員七名ヲ撰定シ直ニ各大臣ヲ訪問セシムルコト

右ノ如ク七日ノ大会ニ於テ議決致シ貴君ヲ募集委員ニ撰定仕候

間国家ノ為メ奮テ御尽力被成下度御通知申上候敬白

七月四日

神奈川県青年会

飯田快三殿

橘庶第千六百三十五号

(二)

今般朝鮮事件ニ関シ各地方有志者ヨリ義勇団隊等ヲ組織シ一朝事アルニ際セハ從軍ノ上国民ノ義務相尽シ度旨ヲ以出願候モノ有之候処右ハ其意志ハ嘉スヘク儀ニ候ヘトモ既ニ政府ニ於テ夫々準備有之ニ依リ採用相成カタキ筋ニ有之候旨其筋ヨリ通牒有之候条右出願者有之候ハ、此旨示諭可有之此段及移牒候也

明治廿七年七月十日

橘樹郡長 安達安民印

大綱村長 飯田快三殿

(三)

出師達第老号

大綱村役場

廿四日午後五時発令第一師団〔三二〕ノ充員召集ノ令アリ

明治廿七年七月廿四日午後十一時四十分発ス

神奈川県橘樹郡長 安達安民

(四)

警報

廿四日午后五時發令第一師團要塞砲兵第一連隊充員召集相成候事

明治廿七年七月廿五日午前一時廿五分着報

大綱村役場

号外

去ル廿三日午前八時大鳥公使参内ノ途中韓兵我ニ発砲シタルニ因リ我之ニ応戦數分間ニシテ韓兵遁走シ公使無事参内兵器ヲ取上ケ且王城ヲ守備セル由其筋ヨリ内報有之候条一応及内報候也

明治廿七年七月廿五日

橘樹郡長 安達安民印

大綱村長 飯田快三殿

(六)

明治廿七年七月廿五日

○宿直吏員心得書ヲ左ノ如ク記ス

充員召集ニ対シ左ニ

郡長ヨリ令達アリタルトキハ速ニ警報ニ所要ノ記入ヲナシ予定ノ場所ニ揭示スヘシ而シテ予定脚夫ヲ召喚スルノ暇ニ左ノ件々ヲ執行シ

一面ニハ村長若クハ助役ノ出頭ヲ求ムヘシ

○召集令達ヲ名簿等ニ照較スルコト

○全令状符号ニ応シテ引出シ令状面ニ發令ノ年月日時ヲ記入スル

コト

○旅費支給場日時告知書ノ召集旅費支給日時ノ区画ニ月日時ヲ記

入スルコト

但令状配達後凡五時間ヲ経過セシ時刻ヲ記入スヘシ

一 近衛師團充員召集ニ付テハ令状裏面ニ記スヘキ集合地參著時間

ハ發令ノ日ヨリ七日ノ午前九時トス

一 召集兵員ハ召集部隊及住所姓名ヲ予定ノ場所ニ揭示スヘシ

一 疾病犯罪其他ノ事故ニテ召集ニ応シカタキモノ、届書ハ配達後

三日以内ニ郡長ニ送付スヘシ

但本人ヨリノ届ハ令状受領後廿四時間以内ニ差出シ病氣ハ医師ノ

診断書ヲ添付スヘシ

一 郡長ヨリ令状着報ノ日時及脚夫出発ノ日時配達済帰著ノ目的ヲ

詳細記シ置クコト

(七)

出師達第二号

大綱村役場
廿六日發令横須賀鎮守府所管海軍予備役後備役等士卒召集ノ命アリ
明治廿七年七月廿六日午前六時

郡長

(朱書)
『橘樹郡告示第貳拾八号』

要塞砲兵第一連隊充員下令ニ付徵募事務中止候旨第一師団長ヨリ
通知有之候赴其筋ヨリ達アリタリ

明治廿七年七月三十日

神奈川県橘樹郡長 安達安民

献納金申出書

一金拾円也

右ハ今般軍資金トシテ献納仕度候間御採用相成度候也

本籍神奈川県橘樹郡大綱村
北綱島千貳百六十一番地

現住全上

平民

出師達第三号

(二)

大綱村役場

三十日午前九時三十分發令第一師団第一充員召集ノ令アリ

明治廿七年八月三十日午後三時發

橘樹郡長 安達安民

明治廿七年七月 日

飯田快三印

(一)

陸軍恤兵監陸軍騎兵中佐大蔵平三殿

出師達第四号

右当村内ニ現住スルコトヲ証明ス

橘樹郡大綱村長 飯田快三

大綱村役場

三十日午前第九時卅分發令第一師団後備軍召集ノ令アリ

明治廿七年八月三十日午後三時

郡長

(九)

第一充員召集及予後備軍

(一)

金子 梅七郎 磯部 弁藏 横溝 喜八

永島 市藏 加藤 助五郎 杉山 金藏

加藤 角次郎 佐藤 七藏 前川 繁藏

金子 鶴吉 横溝 栄太郎 横溝 伊三郎

メ 十二

(二)

証

一金五円

右ハ今回日清開戦ニ際シ貴息某氏従軍慰勞金トシテ書面ノ金額贈与

致シ候御領収相成候ハ、本懐ノ至ニ候勿々不宣

明治廿七年九月 日

橘樹郡大綱村

恤兵会代表者 飯田快三印

某 殿

〔(朱書)〇現役及予後備役ノモノへ金額ヲ遺ス例文〕

(忘備録) 飯田助丸氏藏

一〇 戦時軍人家族扶助規程

戦時軍人家族扶助規程

第一条 扶助金ヲ贈与スベキモノハ本会規則第三条第三号ノ家族ニ

シテ他ニ扶助スルモノナク自活シ能ハザルモノニ限ル

第二条 自活シ能ハザルモノト認ムベキモノノ左ノ如シ

一 六十歳以上拾五歳以下ノモノ

二 拾五歳以上六拾歳以下ナルモ疾病其他ノ為メ専ラ他ノ扶助ヲ

要スル事故アルモノ

第三条 扶助金ハ一人一日ニ付金五錢ツ、トス但疾病其他ノ事故ニ

テ医薬看護等ヲ要スル事情アルモノニハ金七錢マテ増与スルコト

ヲ得

第四条 二十歳以上五拾歳以下ノ健康男子アル家ハ該男子一人ニ付

二人ヲ扶助シ得ルモノトシ此二人ニ対シテハ扶助金ヲ贈与セザル

モノトス但前条ノ但書ニ該ルモノアルトキハ一人ニ付金四錢以内

ヲ贈与スルコトヲ得

第五条 拾七歳以上四拾五歳以下健康女子アル家ハ該女子一人ニ付

一人ヲ扶助シ得ルモノトシ此ノ一人ニ対シテハ扶助料ヲ贈与セザ

ルモノトス但戸主ニシテ召集ニ応ジタルモノ、妻ハ此ノ限りニア

ラス

前条ノ但書ハ本条ニモ適用スルモノトス

第六条 土地〔宅地ヲ除ク〕ヲ所有スルモノハ該地価額ノ一割収益

アルモノト見做シ之ヲ扶助金ノ内ヨリ扣除スルモノトス但シ負債

アルトキハ該利子ニ相当スル金額ヲ差引スルモノトス

第七条 本規程ニ依リ算出スル所ノ扶助額ヲ實際各自貧富ノ程度ニ

照シ不相当ト認ムルモノアルトキハ委員会ノ決議ニ依リ扶助額ニ

分ノ一以内ノ金額ヲ増減スルコトヲ得

第八条 特別ノ事情アリテ本規程ニ依リ難キモノハ委員会ノ決議ヲ

以テ別ニ之ヲ定ムルモノトス

〔町村長会共議案綴〕(明治二八―四一年) 清川村役場蔵)

一九一 足柄下郡下軍人困窮家族救済に関する件通達

(一一二)

甲第六四三三号

(一)

日清事件ニ関シ従軍者ノ家族ニシテ生計上難渋セル向救護ノ儀ニ就
テハ客年来有志者ノ義挙ヲ以テ適宜ノ方法ヲ設ケ救護ヲ与フルノ実
況ニテ実ニ好都合ト被存候然レトモ荒涼ノ村落等ニ於テハ有志者ノ

義捐金等其額寡ナキカ為メ或ハ救護方行届兼為メニ飢餓ニ迫マル者

有之ニ於テハ他ノ救護充分ナルモノニ比シ彼是厚薄ノ差アルノミナ

ラス従軍者ヲシテ後顧ノ憂アラシムルカ如キ事有之候テハ折角ノ美

挙モ其効ヲ全フシ得サル儀ニ付是等ハ十分注意視察セラレ有志者ヲ

シテ救済ノ方法ヲ設ケシムル棟榑告シ専ラ救護方厚薄ノ差無之一般

普及ヲ期シ候様致度就テハ前述ノ如ク主トシテ有志者ノ義挙ニ依ル

ヘシト雖トモ義捐金等ニシテ不足ヲ告ケ又ハ他ニ救済ノ途無之場合

ニ際シテハ篤ト其実況ヲ査察シ詳細ノ事情申報相成度其筋ヨリ通牒

ノ趣有之候間比段申入候也

明治二十八年三月十三日

足柄下郡役所(印)

仙石原村長 勝俣沢次郎殿

(二)

甲第二四三一号

日清事件従軍者未亡人慰藉等ニ関シ別紙ノ通土方亀子外四名ヨリ申
出有之候処右ハ特別ノ儀ニ有之且女子教育上奨励ノ一助ニモ可相成
趣ヲ以テ該当者ノ事績等取調方其筋ヨリ申越ノ次第有之候間可成詳
細取調ノ上来ル九月八日迄ニ御取調相成度此段申入候也

明治廿八年八月廿七日

足柄下郡役所(印)

町村長御中

(別紙)

一輪拜呈仕候時下薄暑の砌に候得共愈御清適御奉務の段欣賀之至に御座候陳は今般私共申合せ瓜生会と申す会同を催し候処其主意たるや客年来清国御征討の拳は古今未曾有の御大業にして御国民一般貴賤男女の別なく各其分を尽し 皇恩の万分一に報せしこと今更喋々する迄も無之就中陸に海に一身を擲ち酷熱祁寒を冒し激浪怒潮を凌ぎ奮撃突戦以て大捷の効を奏したるは 天皇陛下の御稜威に頼るは申上る迄もこれなく候へ共亦能く軍人の本分を守り忠愛赤情の效す所と感銘の外他事無之將又右等軍人の妻にして良人出征後夙夜懈らす善く家政を齊へ更に内顧の憂なからしめしに不幸にも其良人敵の彈丸鋒刃に斃れ或は病魔厲鬼に犯され一朝不帰の客となりたるも尚能く婦道を守り貞操節義の行爲あるものゝ如きは私共女性の常

悼の情に堪えざる義に候へは今回本会に於て其事績を輯め劄記に付して冊子と爲し之に紀念織(此の品は恐れ多くも 皇后宮陛下を始め女官貴婦人方宮中に於て御調製相成りたる綳帯の屑布を土方亀子より御下付の義出願に及び特に御允可を蒙り是を原料となし織上げたるものにして此考案は岩代国出身の瓜生岩子と申す老嫗にて

数十年来孤独の教養又は廢物利用の講究に一身を委ね頗る奇特なる者の工夫に出て敢て美麗なるものには無之候得共他に講買す可らざる特種のものにて永く紀念にして子孫に遺さしめんとするものにて有之候」を添へ右未亡人に贈与し聊か哀悼の情を慰め併て淑徳を江湖に彰表せしめんとするに在り然る時は後世婦女の龜鑑ともなり亦以て女子教育上奨励の一助にも相成申へくに付既に事績輯集に着手候へ共何分各地方に涉り弘く取調の事故本会の微力行届兼候事情も有之万一にも杜撰偏頗に流れ候様之事有之候ては本人の不幸は申迄もなく私共に於ても実に千載の遺憾に候得は御公務御繁忙ノ際何共恐入候へとも微意の在る所御洞察の上御治下市郡区在住軍人の未亡人中右ニ適する者有之候は、其事実御取集め御報道被成下候様願上度右御聽許御賛助被成下候は、海岳難有仕合に奉存候右懇願迄草々如斯に候敬具

明治廿八年八月九日

土方 亀子 三島 和歌子 西郷 清子
 大山 捨松 樺山 登茂子

追て本文の外家族中出征者の有無を問はず婦女女子にして他の模範ともなるべき善行ある者は本文に準し取扱候答に付同様御報知願上度尚亦原稿は東京下谷区上根岸町百十四番地瓜生会事務所宛御送付被

成下度此段添て願上候也

(仙石原村役場「郡甲号達」(明治二八年)箱根町役場蔵)

一五二 愛甲郡下軍人家族救護に関する件通達

軍人家族救護ニ関スル件

軍人家族ノ救護ニ関シテハ各位ノ指導其宜シキヲ得郡内各町村殆ソト救護団体ノ設立ヲ見ザルナキニ至リ到ル処出征者家族ヲシテ郷党相扶ノ情誼ニ浴セシメツ、アルハ洵ニ欣喜ニ堪ヘサル所ナリ蓋シ陸海ノ連捷ハ是等ノ郷党ノ情誼ヲシテ出征軍人ニ後顧ノ患ナカラシムルモノ与ツテ力アリト云フヘシ然ルニ若シ戦役ノ弥久ニ倦ミ救護ヲ怠リ出征軍人ノ勞苦ヲ忘ル、カ如キコト之レアルニ於テハ独リ情誼ニ反スルノミナラズ事士氣ノ興廢ニ関シ容易ナラサルヲ以テ各位ハ常ニ救護団体ノ施設ニ留意シ益々周密督励ヲ加ヘ以テ苟モ救護ニ遺漏ナキヲ期セラレンコトヲ切望ス又現金ノ給与ハ弊害ヲ生シ易ク且救護ニ多額ノ資金ヲ要シ到底持久ノ方法ニアラサレハ曩ニ屢々訓示スル所アリト雖トモ各町村ノ状況今尚現金給与ヲ主トシ生業扶助ノ如キハ偶々農村ニ於ケル耕耘助力ノ外之レアルヲ見ズ是畢竟其施設ヲ難シシ單ニ現金給与ノ易キニ依ルモノナルヘキニ生業扶助ハ固ト業務ヲ授ケ以テ自栄ノ途ヲ得セシムルニ在リテ必シモ授産場等ノ特

種ノ施設ヲナスニアラサレハ其救助ノ施行スルコト能ハザルモノニアラズ各地其狀況ニ応シ其方法ヲ案ズルニ於テハ其施設ヲ見ル敢テ難キニアラサルベシ既ニ官報ニモ其ノ事例ノ登載少カラズ各位ニ於テハ固ヨリ深ク茲ニ留意セララルル所ナルベシト雖トモ戦局ノ終了未タ予メ期シ難ク殊ニ其救護ヲ要スル家族弥多キヲ加フルノ今日徒ラニ現金給与ヲ主トスルガ如キハ當ニ救助本来ノ旨趣ニ副ハサルノミナラズ前途頗ル憂慮ニ堪ヘサルニ付此際一層奮励シ以テ生業扶助ノ実効ヲ挙ケシメンコトヲ努メラレンコトヲ望ム

(町村長会共議案綴)(明治二八―四一年)清川村役場蔵)

一五三 愛甲郡下軍人遺族特別賜金に関する件通達

軍人遺族特別賜金ニ関スル件

陸海軍人其他ノ遺族ニ対スル特別賜金ノ保管方法ニ関シテハ客年來屢々令達スル所アリタリ今ヤ時局ノ進行ト共ニ特別賜金ヲ受クル者頗ル多キヲ致シ全国ニ於テハ已ニ其交付手續ヲ了シタルモノ陸軍海軍併セテ一万五千余人其金額七百八十余万円ニ達シ而モ是レ下賜金ノ受クヘキ予定人員ノ半ニ達セスト云フ随テ本郡ノ如キモ将来其金額ノ益巨額ニ上ルヘキハ之ヲ推知スルニ難カラス惟フニ特別賜金ノ保護ハ一ニ遺族ヲシテ死没者ノ功勞ニ対スル恩典ヲ長ヘニ保存セシ

ムル所以且ツ之ヲ個人ニ取リテハ少額ニ止ルモ之ヲ聚ムレハ則チ巨額ニ達スルヲ以テ独リ遺族ヲシテ其恩沢ニ浴セシムルノミナラス受賜者モ亦之ヲ善用スル時ハ殖産興業ノ資トナリ其国家ニ貢献スル所ハ又極メテ尠カラサルモノアラン此故ニ一般經濟ノ上ヨリ之ヲ考慮スルモ其濫費ヲ避ケシムルト同時ニ其ノ保護ヲ確実ナラシムルハ極メテ刻下ノ要務タルヲ信ス然ルニ頃日聞クトコロニ因レバ町村等ニ於ケル保管保護方法全ラサルモノアリテ拝受者中下付ノ端金ハ既ニ之ヲ消費シ公債証券ハ之ヲ売却シテ生計ノ費ニ供シ若シハ葬儀ニ充用シタル如キ者アリ実ニ憂慮ニ堪ヘザルモノアリト各位ニ於テハ固ヨリ深ク茲ニ留意セラレ、所アリト雖トモ今後受賜者ノ増加ニ伴ヒ之カ保管保護ノ監督ハ益々其周到ヲ期セサルヘカラス依テ該方法ニ関シ曩ニ通牒ヲ発シタルニ付テハ各位ハ宜シク斟酌折衷ヲ加ヘ速ニ適當ノ方法ニ依リ苟モ恩賜ノ精神ニ反セサル棟努メテ其実行ヲ期セラレンコトヲ望ム

一四 愛甲郡下軍人家族救護に関する郡長

演達要領

演達要領

軍人家族救護ニ関スル件

軍人家族ノ救護ハ各位ノ指導ニ依リ各町村殆ント其施設ヲ見サルナキニ至リ其國庫救助費ノ如キ客年末迄ノ支出額ハ全県ヲ通シテ僅ニ數百円ニ上ラス又本郡内ニ於テハ僅々四名ノ國庫救護ヲ受クルモノアルニ止マレリ然レトモ各町村ノ状況ヲ觀ルニ尚ホ深ク各位ノ留意ヲ望マサルヲ得ザル所ナリトス抑モ救助ニ関シテハ必召者ノ日ニ多キヲ致ス今日ノ場合其周到遺漏ナキヲ期スルノ要益々緊切ナルヲ加フルト同時ニ濫給徒ラニ坐食スルノ弊風ヲ杜絶スルノ途ヲ講セサルベカラス救助令ニ於テモ生業扶助ヲ先ニシ其他從來ノ訓令通牒其要義ヲ敷衍セシコト再三ナルニ拘ハラス尚多クハ生業奨励ノ方法ヲ講スルノ工夫ヲ尽サスシテ金錢給与ノ方法ヲ襲用シ多額ノ救助費ヲ要スルカ為メ前途其財力ノ^(乏)枯竭ヲ憂スルモノ往々之アルヤニ聞ケリ又救助令ニ依リ救助ヲ出願スルモノ多クハ生活費ノ救助ヲ受ケントシ其生業扶助ノ出願ヲ為スモノ殆ント絶無ナルハ甚々遺憾トスル所ナリ固ヨリ被救助者ノ状態ニ依リテハ金錢給与ノ外他ニ方法ナキモノアルヘシト雖土地ノ状況ニ応シテ適切ノ事業ヲ企画シ多數ノ軍人家族ニ対シ其ノ自營ノ方途ヲ授ケ恒ノ業ト恒ノ産トヲ得セシメ長ヘニ保護ノ恩沢ヲ享ケシムルハ最モ必要ノ事ナルニ付各位ニ於テハ更ニ充分ノ工夫ヲ尽シ一般生産ノ奨励ト共ニ各地適応ノ方法ニ依リ生業扶助ノ実ヲ挙げシメラレンコトヲ要ス惟フニ交戦ノ前途ハ尚遠ニ

シテ戦線ノ拡張ニ從ヒ応召者ハ益々其多キヲ致シ家族救護ノ要愈々繁ナラントス各位ハ其周到遺漏ナキヲ期スルト同時ニ之カ救助方法モ愈々適切ニシテ永続ニ堪ユルノ方法ヲ指導スルニ努メラレンコトヲ望ム

次ニ救助令ニ依ル出願手續ニ関シテハ県令ヲ以テ施行細則ヲ規定シ同則第二条ニ於テ町村長ニ於テ家族一人別調書並状況調書戸籍謄本ヲ添付シ尚郡長ヨリ事実査覈副申ヲ要スルノ規定ヲ設ケアリテ一々調査ヲ要セリ而シテ其実況ヲ調査スルニ往々尚自活能力アリト認ムルモノアリテ相互ノ意志全ク貫徹セサルモノアルノ感アリ今後ニ在テハ尚一層充分ノ調査ヲ遂ケ進達セラレンコトヲ望ム

(町村長会共議案綴)(明治二八―四一年) 清川村役場蔵

一五 愛甲郡下義勇艦隊建設義金徴収に関する

協議案 付寄付金申込額人員調

(朱書)
『二月九日提出』

義勇艦隊建設義金徴収ニ関スル協議案

義勇艦隊建設義金ハ此際引続キ払込ミノ労ヲ採ラレタキ事
義金申込ノ全額若クハ年賦払込ハ一回分ノ払込ヲ了セザルトキハ徴
章交付セザルニ付キ本月末日迄ニ払込ラセシムル様一層御尽力セラ

レタキ事

義金壹円五拾錢以上五円位迄ハ年賦申込アルモ時機ニヨリテハ強制ヲ避ケ一時払込ヲ勧誘セラレタシ之レ他ナシ本部ニ於ケル艦隊購入資金ノ必要切迫セルニヨル

義勇艦隊建設義金申込額取調表 四万八千円中郡愛甲郡ヲ除

町村名	申込金額	申込人員	(欄外注記)
厚木町	五一〇〇〇円	七四人	(単位円) 厚木町
依知村	三五九五〇〇	四〇	依
中津村	四三〇〇〇〇	七二	中
高峰村	二七一五〇〇	九二	高峰
愛川村	六〇三五〇〇	一六	愛川
荻野村	二五〇〇〇〇	七〇	荻野
三田村外ヶ村組合	五〇〇〇〇〇	一六〇	四八六 荻野
小鮎村	二一八〇〇〇	九二	三六九 小鮎村
煤ヶ谷村外ヶ村組合	三三三〇〇〇	五五	四〇〇 煤ヶ谷組合
玉川村	二五〇五〇〇	九一	三〇四 玉川
南毛利村	五二二〇〇〇	一三三	四八六 南
郡役所	三〇〇〇〇〇	九	三〇 郡役所
合計	四、二七八〇〇〇	一、〇〇四	

(町村長会共議案綴)(明治二八―四一年) 清川村役場蔵

一六 橘樹郡招魂碑建設に関する発起人総代

郡長書簡

征清陣亡者招魂碑発企趣意並ニ着手順序

去歲征清ノ役起ルヤ当郡出身従軍者ノ過半出陣ノ際書ヲ当橘樹郡長ニ寄セ忠勇ノ氣象ヲ示シ若シ戦死シタル時ハ一ノ招魂碑ヲ建設センコトヲ以テセリ署名ノ軍人已ニ戦死シタル者尠カラス義正ニ遺言ト均シク悼ムヘキ結果トハナリタリキ

茲ニ於テ当郡長ハ箇人ノ資格ヲ以テ兵事担任書記並ニ各町村長ニ謀議シ一団トナツテ右ノ委嘱タル招魂碑設立ノ事ヲ発企セリ是即チ発企団体成立ノ概略ナリ

抑征清ノ役我軍隊ノ忠勇絶倫ナルハ已ニ公論ノ許ス所ナリ而シテ我郡ノ陣亡者中誰一人トシテ一点ノ汚点ヲ加フヘキ者ナシ殊ニ此建碑ノ拳タル世ノ種々ノ目的ヲ以テ成ル者ト異ナリ全ク陣亡者ノ素志ヲ充タスヲ以テ唯一ノ企望トシ其誠洗フカ如シ有志ノ諸君宜敷此意ヲ了セラレ贊助アランコトヲ希フ

発企人ニ於テ取極メタル条項

一 建碑一切ノ予算ヲ一千五百九拾七円五拾錢ト仮定ス建碑ノ位置ハ大師河原村平間寺境外トス

一 幹事七名掛リ五名委員百拾九名ヲ置クコトトス即チ幹事掛リノ氏名左ノ通り

幹事

建築掛

出納掛

一 幹事ハ発企人ヲ代表シ委員会ニ於テ議決シタル事項ヲ執行スルモノトス

安達 安民

鈴木 利貞

稲波 惇太郎

青木 豊十郎

横溝 広泰

井田 文三

石渡 藤太郎

金子 泰吉

高橋 録藏

平川 平五郎

井上 元義

枅村 幸三

一 各掛ハ各其委托セラレタル事務ヲ分掌ス

一 金銭ノ支払ハ幹事二名ノ認印ヲ受クモノトス收支決算ハ委員会

ノ認定ヲ經テ報告スルハ勿論ト雖モ委員ハ何時タリトモ其收支ノ

帳簿ヲ調査スルコトヲ妨ケス其他ノ有志者ト雖モ帳簿ノ檢閲ヲ望

ム者アラハ其求ニ応スヘシ

一 向後建碑ニ係ル一切ノ事務ハ委員会ノ議決ヲ經テ執行スルモノ

トス

一 発起人ハ委員会ニ列席シテ其数ニ加ハルコトヲ得ルモノトス

一 委員会ヲ開クニ当リ差支アルトキハ他ノ委員ニ委托スルコトヲ

得ルモノトス

一 委員会ハ都テ過半数ノ全意ニ依テ決スル者トス若シ全数ナルト

キハ議長ノ同意ニヨル

一 委員会ノ議事ハ普通ノ法ニヨルモノトス

拜啓陳者当橋樹郡出兵軍人死亡者招魂碑建設ニ付各村大字名ツ、

委員取究之義ニ付御相談申度義有之候間乍御足旁明二日午后尅時揃

無不參当役場へ御出頭有之度候也

明治廿八年十月一日

飯田助太夫殿

大綱村役場 (印)

今般当郡出身征清陣亡者招魂碑建設委員御囑托致候ニ就テハ工事設

計其他御評決ヲ願ハン為メ来ル十五日橋樹郡役所楼上ニ於テ委員会

相開候間当日正午十二時御參集被下度候也

明治二十八年十月九日

征清陣亡軍人招魂碑建設発起人總代 安達安民

飯田助太夫殿

(飯田助丸氏藏)

二九七 愛甲郡町村長会における兵事関係協議案

付愛甲郡南毛利村兵事奨励会規則

協議案〔兵事ニ関スル件〕

一 従来新兵入營ニ際シ支給セラル、入營旅費額ハ至テ少額ニ付協

議ノ末各町村ヨリ課出ノ金額ヲ以テ第一師管内各部隊へ入營者ニ

ハ金貳百第七師管各部隊入營者ニハ金五百ヲ補給シ来リ候処町村

ヨリ申出ノ向キモアリ本年ヨリ之ヲ廃シ各町村ニ於テ適宜補給ス

ルノ方法ヲ設ケラレ度コト

一 先年本郡兵事報労会ナルモノ、設置アリシモ之ヲ解散スルニ當

リ各町村ニ於テ兵事奨励ノ為メ適宜ノ方法ヲ設クルコトニ相成候

処南毛利村ヲ除クノ外ハ未タ其設置ナキ趣ナリ依テ送迎ノ旗幟及

飲食等ノ費用ヲ省キ専ラ実要ニ適スル方法ヲ設ケラレ度茲ニ南毛利村兵事奨励会規則ヲ参考迄ニ別紙添付セリ

(別紙)

南毛利村兵事奨励会規則

第一条 本会ハ會員ノ会費及有志者ノ寄付金ヲ以テ兵役ニ服スル者ヲ奨励ノ為メ設ケルモノトス

第二条 本村ニ一戸ヲ構ヘ居住スルモノハ會員ニ加入スル義務アルモノトス

第三条 本会ハ会場ヲ南毛利村役場内ニ置キ会務ヲ処弁ス

第四条 本会ニ名譽職役員ヲ置クコト左ノ如シ

会長 一名 幹事 五名

評議員 十二名 委員 廿一名

会長ハ本会一切ノ事務ヲ総理シ議事アルトキハ議長トナル

幹事ハ会長ヲ補佐シ本会ノ事務ヲ掌理シ会長事故アルトキハ幹事ノ内ニ於テ之レヲ代理スルコト

評議員ハ会長ヨリ諮問アルトキ決議ナスモノトス

委員ハ字内會員ニ関スル事務ヲ執行スルコト

第五条 本会ノ役員ハ会長ヲ村長ニ幹事ヲ役場吏員ニ評議員ヲ村會議員ニ委員ヲ常設委員ニ委嘱スルモノトス

第六条 本会ノ會員ヲ左ノ三種ニ別ツ

特別會員

普通會員

義務會員

特別會員ハ普通會費ノ外ニ出金スルモノヲ云フ

普通會員ハ會費ノ予算分担額ヲ出金スルモノヲ云フ

義務會員ハ徵兵合格者ニシテ現役ニ服セサルモノ及不合格者ノモノニシテ金參十錢一時限リ出金スルモノヲ云フ

但不具廢疾者ハ此限リニアラス

第七条 奨励ノ方法ヲ左ノ如ク定ム

一 三ヶ年現役出兵者ニハ一名ニ旗一本ニ金五円ヲ贈呈シ入營ノ

際ハ出兵者ノ小字ハ全体其他ハ役員ノミニテ本村役場ニ參集シ役場ヨリ厚木下宿迄送ルコト

但シ一戸内ニ於テ二人以上現役ニ服スル者又ハ遠方ノ師團ニ入營ナスモノニハ評議員ノ決議ニヨリ贈与金ニ応分ノ増金ヲナス

モノトス

二 一年現役出兵者ニハ金貳円三ヶ月教育召集者ニハ金壹円トシ

其他ハ前項ニ依ルモノトス

三 除隊帰郷者アルトキハ其帰郷者ノ郷里ノ小字全体其他ハ役員

ニ於テ厚木下宿ニ之ヲ迎ヘ本村役場迄同道シ役場ヨリ各自帰宅
スルモノトス

但旗ハ本村ニ一本ヲ常ニ備置キ其都度用ユルモノトス

四 戦時若クハ公務ニ扨リ死歿負傷セシモノニハ評議員ノ決議ニ
ヨリ金品ヲ贈与スルコト

但死亡者ハ其遺族ニ贈与ス遺族ナキモノハ墓碑又ハ紀念碑ニ充
ツルモノトス

五 勲章ヲ得テ帰郷セシモノ前項ニ全シ

六 現役者ノ父母疾病ニ罹リ若クハ貧困ニシテ家計困難ナルモノ
恤救規則ニ該当セス情実憫諒スヘキモノニハ評議員ノ決議ニヨ
リ相当ノ扶助ヲナスコト

七 徴兵検査及簡閲点呼出頭者ニハ一人金拾銭宛ノ弁当料ヲ給与
スルコト

八 抽籤惣代人ニ当リシ者ニハ金貳十銭ノ旅費ヲ給与スルコト

九 送迎ノ際出兵者ノ家ニ於テ飲食等ハ決シテ為サル、コト

第八条 会費ハ会長ニ於テ毎年予算ヲ定メ評議員会ノ決議ヲ經會員
ヨリ徴集スルモノトス

第九条 本会ノ會計年度ハ毎年十一月ヨリ起リ翌年十月ニ至ルヲ以
テ一期トシ収支精算ハ評議員会ヘ提出スルモノトス

第十條 本会ヘ會員物品ヲ寄贈スルモノアルトキハ會長之ヲ保管シ
寄贈者ヘハ謝狀ヲ贈ルモノトス

第十一條 本会ノ寄贈及諸給与等ノ挙ハ明治三十三年四月一日ヨリ
實施スルモノトス

以上

(町村長会共議案綴)(明治二八―四一年) 清川村役場蔵

第二節 日露戦争と行政指導

一六 愛甲郡町村長会における郡長演達要項

町村財産蓄積ニ関スル件

町村財産ノ蓄積ニ付テハ已ニ屢々訓諭スル所アリシモ之レガ条例ヲ
制定シ其ノ実行ノ緒ニ就キタルハ僅々三ヶ村ニ過キズ願フニ近來世
運ノ進歩ニ伴ヒ町村經濟ハ益々膨脹シ人民ノ負担ハ愈重キヲ加フル
ニ依リ財産ヲ蓄積シ町村ノ維持ヲ永遠ニ人民ノ負担ヲ軽減センコト
ヲ企圖スルハ実ニ刻下ノ急務トス故ニ該条例ノ未ダ制定ニ至ラザル
向ハ速ニ之ヲ設定セラレンコトヲ望ム而シテ財産ノ蓄積ハ創業守
成ト相俟テ始メテ其ノ効果ヲ収ムベキモノナレバ蓄積ヲ励行スルト
同時ニ亦其ノ管理方法ヲ確實ナラシメザルベカラズ從來町村ニ於ケ
ル財産管理ノ方法確實ナラザル為メ苦心經營ニナリタル財産ヲシテ
曖昧疑似ノ裏ニ亡失シ去リ又ハ町村費ノ支出ニ當リ濫ニ之ヲ流用シ

タルガ如キ弊ナキニアラズ此ノ如キハ事態甚憂慮スベキコトタルノミナラズ為メニ民心ニ疑懼ヲ来シ遂ニ財産蓄積ヲ忌避スルノ念ヲ惹起セシメ財産増殖ヲ凶ルノ前途ニ於テ甚シキ障害ヲ見ルニ至ルヘシ故ニ其管理ノ方法ヲ一層鞏固ニナシ且嚴密ノ注意ヲ要ス

町村債ニ関スル件

町村債ニシテ長期ニ五ルモノハ利率ノ低廉ナルモノト雖トモ猶年々累ヲ其ノ經濟ニ及スベク而シテ町村ニ於テハ世ノ進運ニ随ヒ将来ニ施設ヲ要スベキ事業続出スベキニ因リ勢其ノ財源ヲ起債ニ取ラザルヲ得ザルベキヲ以テ若シ旧債ノ償還未ダ了ヘザルニ更ニ新債ヲ起スガ如キコトアラバ財政紊乱ノ基ヲ啓クノ恐レアリ故ニ旧債ニシテ利息ノ高率ナルモノハ之ヲ低率ノモノト借換ヘ又ハ民間余裕アルノ時ヲ查察シテ可成償還期ヲ操上ゲ速ニ旧債ヲ還了シ以テ毎年度ノ償還費タル支出額ヲ転ジテ必要ナル事業費ニ充用シ又ハ後年天災時變等ニ依リ臨時支出ヲ要スカ如キ場合ニ際シテモ之ニ応スベキ財源ニ余地ヲ存スルノ途ヲ講スルハ目下ノ急務ナリト認ム本件ニ関シテハ曩ニ内訓シ置キタルヲ以テ夫々計画中ナルベシト雖トモ宜シク速ニ適當ナル方法ヲ講ゼラルベシ而シテ財源ノ都合ニ依リ今俄ニ之カ期間ヲ短縮シ得ザルニ於テハ償還方法中ニ經濟ノ都合ニ依リ年度ヲ短縮

シ得ルノ規定ヲ設クル等ヲ以テ其実ヲ挙グルコトヲ努メラルベシ

県税町村税滞納矯正ニ関スル件

県税及町村税ノ滞納者逐年其數ヲ増加スルノ傾向アルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ元來右滞納者ノ多數ナル所以ノモノハ義務者納税ヲ忽諸ニ付シ当局者亦之ヲ等閑ニ委シ去リ其ノ因襲ノ久シキ遂ニ此ノ弊ヲ助長シタルノ感ナキ能ハズ惟フニ町村役場ノ事務タル徴税ノコト其ノ大部ヲ占ムルヲ以テ町村ニ於ケル一般事務ノ整否ハ此ノ事務ノ整否ニ関スルコト大ナリ故ニ今ニ於テ嚴ニ之ヲ矯正セサラン歟其ノ余弊ノ及ブ所竟ニ一般行政ノ渋滞ヲ来スニ至ルベシ而シテ此ノ矯弊ノ事タル専ラ当局者ノ用意周到ナルト否トニ俟タザルベカラザルハ勿論ニ付深ク茲ニ留意シ以テ前叙矯弊ノ実ヲ挙グルニ努メラルベシ

統計事務ニ関スル件

統計ハ国勢民度ヲ稽查スルノ基礎ニシテ又政務百般ニ応用スヘキモノナレバ其ノ事実ノ調査ハ極メテ正確ナラザルベカラズ殊ニ現時ノ統計ハ概ネ町村ノ調査ニ係ルモノヲ其ノ材料ト為スヲ以テ各町村ニ於ケル調査ハ最精密ニシテ誤謬ナキヲ要ス仮ニ各町村ノ調ニ些少ノ

誤謬アリトセンカ積ミテ多大トナリ遂ニ国家ノ大計ニ影響ヲ及ボシ
或ハ不測ノ害ヲ惹起スルコトナシトセズ故ニ町村ニ於テ之ガ事実ヲ
蒐集採録スルニ当リテハ島メテ誠実慎重以テ遺漏錯誤ナキヲ期セザ
ルベカラズ因勢調査ノ如キモ早晚實施セラル、ニ至ルベキヲ以テ今
ヨリ一層篤ク注意アランコトヲ望ム

地方財務等ニ関スル件

我經濟界ハ久シク萎靡不振ヲ極メタリシカ今ヤ幸ニ漸ク回復ノ氣運
ニ向ヒ事業再ビ振興セントスルノ兆候アルハ洵ニ欣喜ニ堪ヘサル所
ナリ故ニ地方モ亦此ノ機ニ乗ジ尚一層其ノ施設行動ヲ慎ミ克ク自然
ノ趨勢ヲ助長シテ迅速ニ而モ平穩ニ復興ノ氣運ニ達セシムルコトヲ
期セザルベカラズ本件ハ実ニ刻下ノ急務ナルヲ以テ宜シク深ク留意
セラルベシ一般人民ニ勤儉貯蓄ノ美風ヲ涵養スルノ急務タルハ更ニ
喋々ヲ要セス本件ニ関シテハ曾テ屢々訓示又ハ通牒シ置キタルヲ以
テ夫々奨励誘導中ナルベシト雖トモ未ダ其効果ヲ収メタルモノアル
ヲ聞カザルハ深ク遺憾トスル所ナリ就テハ尚一層誘掖奨励以テ良好
ナル効果ヲ収メシメラルベシ

町村財務ノ緊湊及起債ノ件ニ関シテハ曩ニ屢々訓示又ハ通牒シ置キ
タルモ三年以内償ヲ起スモノ近來漸ク多キヲ加フルノ傾向アルニ付

宜シク此点ニ就キ一層ノ戒飾ヲ加ヘラルベシ

土地ニ関スル異動ニ注視シテ土地台帳ノ整理登記手續ノ履行ヲ敏捷
精確ニスルハ地租其ノ他土地ニ対スル諸稅公課ノ賦課ノ適実ニシ人
民ノ負担ヲ公平ナラシムルノ要件ナリトス然ルニ該台帳ノ整理充分
ナラザル向アルニ付速カニ之レガ整理ヲ了セラルベシ

國稅事務ニ関スル人民ノ申告類ハ事務ノ確実ヲ害セサル程度ニ於テ
書面上ノ煩雜ナル手續ニ代ユルニ口頭又ハ電話ヲ以テスルコトヲ許
ス等形式ニ拘泥セズシテ之ヲ受理スルコト、セラレタル^(ママ)ニ趣ニ付國
稅事務ニ就テハ町村モ亦此ノ旨趣ニ依ルヲ要ス又町村中或ハ法定ノ
納期前ニ納稅ヲ強ユルモノ或ハ徵收シタル税金ヲ金庫ニ納付スルコ
トヲ怠ルモノ等之レアル向ナキニアラズト聞ク此ノ如キハ國家並ニ
人民ニ対シ忠実親切ヲ欠クモノト謂ハザルヲ得ズ依テ本件ニ関シテ
ハ一層注意セラレンコトヲ望ム

社寺境内地取締ニ関スル件

社寺境内地ハ出願認可ノ上ニアラザレバ其ノ使用ヲ許サレザル成規
ナルニ氏子又ハ信徒總代人等ニ於テ往々無認可ニテ之ヲ貸与シ又ハ
建物ノ造築ヲ默許スル等ノ如キコト有之為メニ官民有土地境界ノ紛
擾ヲ醸シ行政訴訟ヲ提起シタル事例アリト云フ右ハ畢竟規定ヲ遵守

セザルニ基因スルモノナルニ付宜シク規定ヲ勵行シ平素其ノ区域ヲ明ニシ他日紛争ヲ惹起スル如キコト無之様注意アルベシ

町村立小学校教員恩給基金ニ関スル件

町村立小学校教員恩給基金町村納金往々違算有之甚シキハ数回ノ往復ヲ重ヌル等手数ヲ要スルノミナラズ整理上差支不尠依テ示令充分注意シ決シテ違算無之コトヲ期セラルベシ

郡費分賦額納付ニ関スル件

郡費ノ町村分賦額納付方ハ年一年ヨリ滞納ノ傾向アリ現ニ明治三十四年度分賦額ノ如キハ指定ノ期日迄ニ納付シタルハ僅々一二町村ニシテ其他ハ概シテ期日ヲ経過スルコト甚シ殊ニ或ル一二ヶ村ノ如キハ該年度出納閉鎖期限迄ニ納付ノ運ニ至ラザリシ之カ為メ今年度ノ如キハ歳入予定ノ額ニ達セザルヲ以テ自然予定ノ歳出ヲ為ス能ハズシテ郡事業ヲ曠廢ニ帰セシメタルノ憾ナキニアラズ右ハ畢竟止ムヲ得ザル事情ノ存ズルアリテ然ラシムルニハ有之ベキモ亦以テ當時者タル者ノ職務懈怠ニ外ナラズ原来郡費ノ町村分賦額ハ一個人ニ徵稅ヲ合達シタル場合ノ如ク強制的タル滞納処分ヲ執行スル能ハザルモ当事者ノ職務懈怠ヲ責ムルノ途アルサレバ決シテ之ヲ等閑ニ付セズ

シテ指定ノ期限内ニ納付センコトニ努力セラルベシ

町村歳入出決算ニ関スル件

町村歳入出決算ハ翌年度六月末日限り結了シ七月十日限り報告スベキ筈ニシテ本件ニ関シテハ屢々訓示セル所アルニモ不拘之レヲ從來ノ実績ニ徴スレバ期限内ニ報告スルハ寥寥々晨星ノ如ク概シテ期限ヲ経過スルノ傾向アリ殊ニ甚シキハ督促度ヲ重ネ數ヶ月ノ后漸クニシテ報告ニ至ル向ナキニアラズ右ハ法律ノ規定ニ違背シ事態不都合ナルノミナラズ当庁ニ於テモ其筋ヘ報告上差支ヲ來タシ事務進行上著シキ障碍アリ今ヤ該決算ノ期ニ切迫セリ町村長タルモノハ此際充分ニ収入役ヲ督勵シテ着々整理ヲ遂ゲ法定期間内ニ完了ヲ告ゲシメ速ニ町村会ノ認定ヲ経テ期限前一日モ早く報告センコトヲ期セラルベシ

総選挙ニ関スル件

衆議院議員選挙法改正ノ要旨ハ小選挙区制ヲ改メ大選挙区制トナシ連記投票法ヲ改メテ単記投票法トナシ記名投票法ヲ改メテ無記名投票法トナシ選挙長ニハ地方長官ヲ充テ立会人ノ選任ハ之ヲ上級庁ニ委シ選挙罰則ヲ改正増補シタル等ニシテ之ヲ要スルニ從來ノ諸弊ヲ

一 洗シ自由公正ノ選挙ニ依リ以テ適器ノ士ヲ挙ゲンコトヲ期スルニ
 外ナラズ然リト雖トモ法ノ効果ハ繋リテ其ノ運用如何ニ存スルモノ
 ナレバ大ニ各位ノ留意ヲ望ム所ナリ今ヤ総選挙モ近キニ迫リタレバ
 或ハ従来ノ余弊ヲ襲ヒ金錢其他各種ノ賄賂ヲ授受シ或ハ暴行脅迫手
 段ヲ以テ秩序ヲ紊リ其不正ノ行為ニ依リ選挙ノ自由公平ヲ害セント
 スルモノアランモ計リ難ニ付是等ハ努メテ未萌ニ防遏セザルベカラ
 ザルハ勿論各位ニ於テモ其ノ地位ヲ利用シ漫リニ選挙ニ干与シ職務
 ヲ抛擲シ運動ニ奔走スルガ如キコトアラバ啻ニ選挙ノ公平ヲ害スル
 ノミナラズ延テ其ノ影響ヲ町村行政ニ及ホスヤ必セリ故ニ宜シク嚴
 正公平ノ態度ヲ執リ苟モ其ノ本分ヲ忘レ事体ヲ誤ルガ如キコトアル
 ベカラズ本件ニ関シテハ曩ニ内訓ニ及ビタル次第モ之レ有レバ決シ
 テ斯ル行動ニ出ツルコトナカルベシトハ信ジテ疑ハザル所ナルモ時
 ニ或ハ外界ノ境遇ニ惑溺シ不知ノ識ノ間ニ其ノ本分ヲ誤ルガ如キコ
 トナシトモ保シ難ケレバ特ニ一層ノ注意アランコトヲ望ム

(町村長会共議案綴) (明治二八—四一年) 清川村役場蔵

(注) これは明治三五年下半年期におこなわれたものである。

一九 中郡町村長会における郡長演達要項

演達要領

地方財政緊縮ノ事

今ヤ露國ニ対シ戦ヲ宣セラレタルニ依リ政府ニ於テハ戦時中国庫ノ
 税源ヲ涵養センカ為メ追テ開カルヘキ帝國議會ノ協賛ヲ經テ府県税
 市町村税等ノ賦課制限法ヲ設ケ來三十七年度ヨリ実施セラルヘキ計
 画ニ付町村其他公共団体ニ於テハ其存立上必要欠クヘカラスル經費
 ヲ除ク外ハ総テ事業ヲ繰延若ハ中止セサルヘカラス各位ニ於テハ此
 際予メ左記事項ニ基キ適當ノ措置ヲ施シ他日賦課制限法發布ノ場合
 ニ於テ蹉跌ヲ生スルカ如キコト之ナキ様充分注意セラルヘシ

一 府県税制限

一 地租割 地租十分ノ五以内

一 戸数割營業税其他ノ諸税ハ現在ノ外増課ヲ許サズ

一 市町村其他公共団体税制限

一 地価割 地租十分ノ三以内

一 反別割 一反歩ニ付金四十錢以内

一 土地ニ対スル課税ハ各公共団体トモ一種ニ限り従来ノ如ク

併課〔地価割ト反別割若ハ坪割ノ如キ類ヲ許サス〕

一 戸別割營業割其他ノ諸税ハ現在課税ノ外増課ヲ許サス

一 左記ノ場合ハ前記各項ノ制限外ニ賦課スルコトヲ得

一 公債償還ノトキ

一 天災事變ニ原因シタル復旧工事費ヲ要スルトキ
一 県税ノ分賦ヲ受クル公共団体〔横浜市ノ如キ類〕

一 各公共団体トモ新ニ起債ヲ許サス

一 町村ニ於テ既ニ許可ヲ受ケタル地価割〔地租制限外課税〕特別税〔反別割坪割ノ如キ類〕ニシテ前記ノ方針ニ適合セサルモノハ此際廃止若ハ更正スルヲ要ス

一 各公共団体ノ歳出予算ハ可及丈ケ緊縮ヲ旨トシ新営増築改築補助費等ノ如キ臨時費ハ努メテ繰延若ハ中止スルヲ要ス

一 既ニ議決済ノ予算ニシテ前項ノ趣旨ニ適合セサルモノハ此際更正スルヲ要ス

基本財産処分ノ事

一 町村有現金ハ可成国庫債券ノ募集ニ応スルヲ要ス

軍人家族遺族扶助ノ事

一 軍人ノ家族及遺族ニシテ貧困者ニ対シテハ之レヲ扶助スル方法ヲ設クルヲ要ス

農業奨励ノ事

産業ハ国富涵養ノ淵源タルヲ以テ開戦ノ今日ニ在テハ特ニ至重ノ注意ヲ要ス

農事改良ニ付テハ先キニ訓示シタル如シ充分ニ之ヲ厲行センコトヲ望ム茲ニ特ニ諸君之注意ヲ促スモノハ米麦ナリ凡ソ米麦ハ人類馬匹ニ欠クヘカラサル必須品ニシテ殊ニ戦時ニ在リテハ益々其需要ノ増加スルト共ニ供給ヲ裕ニセサルヘカラサルヲ要アリ我邦米ノ收穫ハ平年四千万石トス然ルニ明治三十年ノ收穫ハ蟲害ノ為メ僅々三千三百萬石ニ過キサリシヲ以テ翌年ニ涉リテ外国米ヲ購入スルコト実ニ六千九百七拾五萬石ニ至レリ明治三十五年ハ天候順ヲ失ヒタルカ為メ平年ニ比シ三百萬石ノ減収ヲ見タルノミナラス翌卅六年麥ノ減作平年ニ比シ五百八拾萬石ナリシニ依リ兩年ヲ通シテ復タ六千九百七拾萬石ノ外国米ヲ購入セリ平常ニ在リテハ輸入米ノ価額千萬元ヲ超ヘサルニ一年ノ凶作アレバ忽チ七千萬石ノ正貨ヲ流出セサルヘカラサルニ至ル豈ニ恐レサルヘケンヤ昨三十六年ニ於テハ幸ニ四千六百萬石ノ豊作ヲ告ケ以テ今日ノ状態ヲ保ツヲ得タルモ今年ニシテ若シ米作ノ凶歉ナランカ幾千萬ノ正金ハ立ロニ海外ニ流出スルニ至ルヘキハ噫々火ヲ賭ルヨリ明カナルヲ以テ此際農民ヲ鼓舞シ其豊収ヲ計ラサルヘカラス麦ハ平年千九百萬石ナルニ不幸ニシテ昨三十六年ハ稀ナル凶作ニ依リ麦粉ノ輸入膨シク増加シ加フルニ現今馬糧不足

ニシテ大麦ノ價格五割以上ノ騰貴ヲ見ルニ至レリ昨冬ハ幸ニ麦作ヲ害スヘキ天候ヲ見サリシヲ以テ今日ヨリ以後人力ヲ尽シ平年ニ超エルノ收穫ヲ得ンコトヲ望ム

農産物ノ增收ヲ計ラサルヘカラサルニ当リ本年ハ幾多障碍アルヲ見ル即チ

一 本年ハ豊年ノ翌年ニシテ田地ノ養分平常ヨリ欠乏セルコト

二 廉価ニシテ多効アル大豆粕肥料ノ供給一時中絶セントスルコト

三 北海道餅粕肥料等ノ運搬分配上遷延ヲ来スノ恐レアルコト

四 壮丁ノ徵募ノ為メ勞力ノ減殺ヲ来スコト

是ナリ故ニ内ニ在リテ生産ニ従事スル者ハ勤勉以テ之ニ当ルノ覚悟ナカルヘカラズ而シテ此際最モ注意ヲ要スル事項ハ

第一 害蟲ノ予防駆除ニシテ本年ハ貴重ノ穀物一粒タモ之ニ浸蝕セラレサルノ用意アルヘキコト

第二 肥料ニ付テハ田畑ノ麦間ニ大豆豌豆蚕豆ノ如キ葎科植物ヲ

蒔キ之ヲ青刈シテ本年米田ノ緑肥ト為スノ法ヲ普及スルト共ニ今秋ニ至ラハ紫雲英及苜蓿ノ栽植ヲ普及シ堆肥ノ製造ヲ増加改

良スル等益々肥料ノ供給ヲ豊富ナラシムヘキコト

第三 麦作收穫ノ時期ヲ誤ラス且ツ乾燥ヲ完良ナラシムヘキコト

其他先般農商務大臣ノ農會ニ論達セラレタル事項中米麦ニ関スルモノハ此際總ヘテ之カ勵行ヲ期セラレヘシ

商業奨励ノ事

外国貿易中農産物ハ總輸出ノ四割三分総輸入ノ五割二分ヲ占メ而シテ其輸出ハ専ラ欧米ニ在ルヲ以テ開戦ノ為メニ受クル所ノ妨碍ハ蓋シ甚タ多大ナラサルヘシ故ニ農産物ニ対シテハ此際敢テ顧慮スル所ナク益々其生産ヲ奨メ將來大ニ其輸出ニ力メサルヘカラス

日露開戦ニ方リ至大ノ影響ヲ蒙ムルヘキハ主トシテ韓国并ニ北清地方ノ貿易ニシテ南清中清ニ至リテハ海運上些少ノ影響ヲ蒙ムルニ至ルヘシト雖トモ蓋シ韓国及北清地方ニ於ケルカ如キノ甚シキヲ見サルヘシ今其貿易貨物ヲ見ルニ殆ント日用必須ノモノニ非サルハナク設令戦乱ノ酣ナルニ至リテモ嗜好品奢侈品ノ如キ消費ヲ減退スルモノニ非スシテ其需要ハ必ラス之レヲ本邦若クハ他國ニ仰カサルヘカラス然ルニ清韓兩國ハ各國絶ヘス之ニ注視シ寸隙アラハ直チニ之ニ乗セントスルノ地ナルヲ以テ此時ニ當リ我商賈タルモノ退嬰シテ徒ニ袖手傍觀スルニ於テハ遂ニ他國ノ為メニ市場ヲ蚕食セラレ顧客ヲ失フニ至ルヘシ諸君ハ宜シク管下産業家ヲ督励シ非常ノ勇氣ト果斷トヲ以テ敢テ躊躇スル所ナク産業ノ發達顧客ノ維持商權ノ擴張